シンボルプロムナード公園

2026.7.28更新

※ お申込み前に必ず『**撮影許可・申請手続きのご案内**』及び
『**海上公園撮影許可基準及び注意事項**』をお読みください。

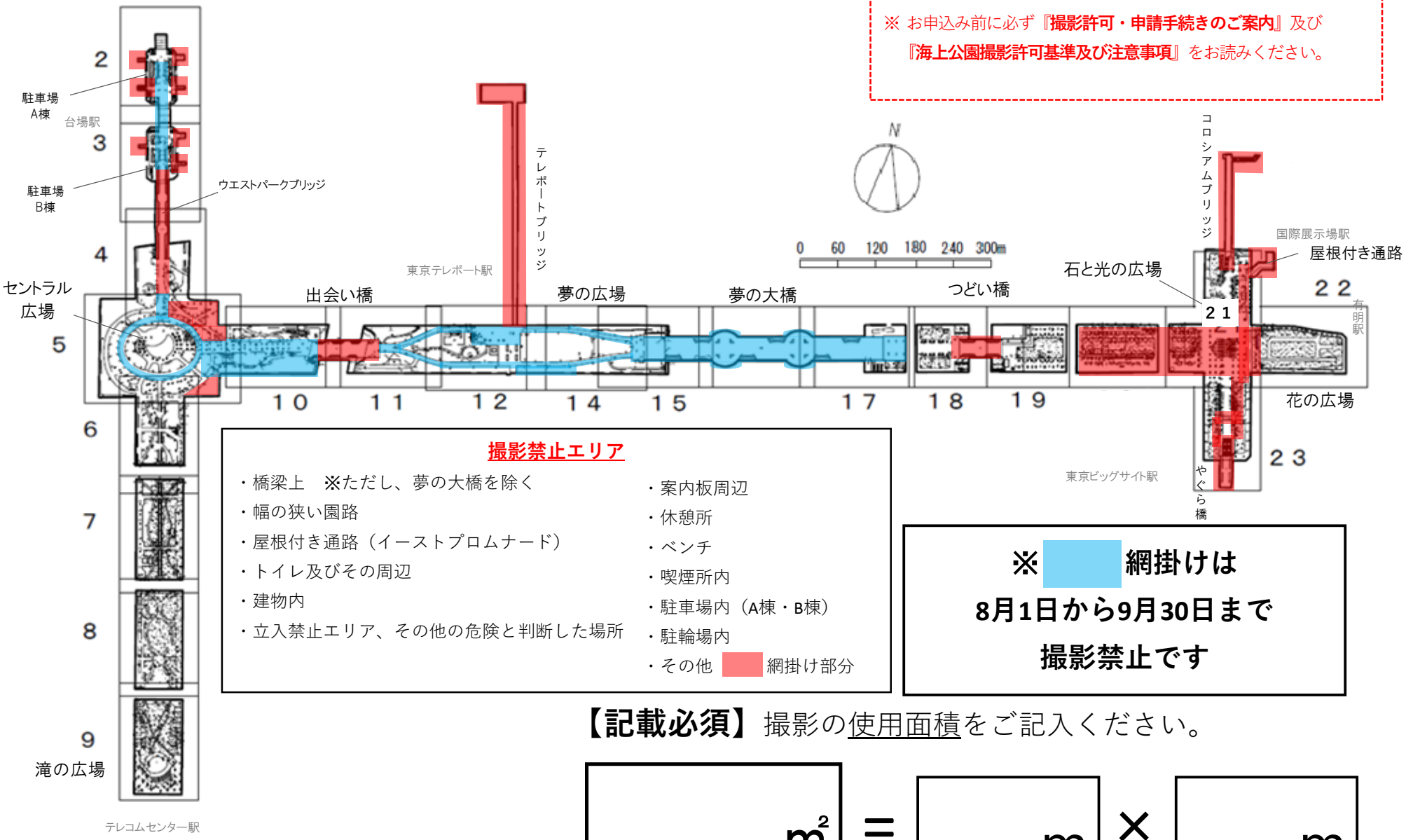

撮影禁止エリア

- 橋梁上　※ただし、夢の大橋を除く
- 幅の狭い園路
- 屋根付き通路（イーストプロムナード）
- トイレ及びその周辺
- 建物内
- 立入禁止エリア、その他の危険と判断した場所
- 案内板周辺
- 休憩所
- ベンチ
- 喫煙所内
- 駐車場内（A棟・B棟）
- 駐輪場内
- その他　網掛け部分

※　網掛けは
8月1日から9月30日まで
撮影禁止です

【記載必須】撮影の使用面積をご記入ください。

	㎡	＝		m ×	m